



埼玉県報

第167号
令和2年(2020年)
12月15日
火曜日

目次

規則

- 理容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 興行場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（刑事総務課）

告示

- 入出力支援装置に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 家畜伝染病予防法に基づく消毒に関する告示（畜産安全課）

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十四号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号（三）まで及び様式第五号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

<p style="text-align: center;">理容所開設届出及び構造設備検査請求書</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所又は主たる 事務所の所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及 び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	（電話 ）
3 開設予定年月日	
4 管理理容師を置く場合は、その者の氏名及び住所	別記1のとおり
5 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	別記1のとおり
6 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無	
7 構造及び設備の概要	別記2のとおり
8 同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）が開設されている場合は、当該美容所の名称	
9 同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合（8の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 （営業譲渡の場合）4～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 施設の平面図
- 2 設備の配置図
- 3 案内図
- 4 管理理容師を置く場合は、管理理容師講習会修了証書の写し（原本持参）
- 5 理容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 6 開設者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し
- 7 理容師法第11条第1項の規定による届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 注
- 1 理容師法第11条第1項の規定による届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、枠内4～9の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。また、枠内4及び6の事項に変更がない場合は、添付書類4及び5の添付を省略することができます。
 - 2 届出に当たっては、理容師である従業者の理容師免許証又は理容師免許証明書を提示してください。
 - 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

別記 1

従 事 者 名 簿

	氏 名	理 容 師 免 許 等		備 考 (管理理容師の 場合は、住所)
		免 許 証	大 臣 ・ 都 道 府 県 第 年 月 日	
管理理容師		修 了 証	都 道 府 県 第 年 月 日	
			都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
理容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
その他		/		
その他		/		

別記2

理容所構造設備概要

構 造			設備（規格・数量）			
		作業所	待合所	理容 椅子	セット椅子	台
面積		m ²	m ²		シャンプー椅子	台
内外 部	外壁					
	腰張りの高さ	m	m		計	台
	床面から天井の高さ	m	m	煮沸消毒器	個	
仕上 げ	床			蒸気消毒器	個	
	腰張り			紫外線消毒器	個	
	内壁			薬物消毒容器	個	
	天井			消毒済器具格納戸棚	個	
照 明	蛍光灯	w 灯	w 灯	消毒済布片格納戸棚	個	
	白熱灯	w 灯	w 灯	未消毒器具格納容器	個	
	LED	w 灯	w 灯	液量計	ml 本 / ml 本	
				毛髪箱	個	
換気	自然・機械（ ）	自然・機械（ ）	汚物箱	個		
作業所と待合所の区画		種類	高さ m	洗面・洗髪設備	台	
				器具等の洗浄設備	台	
				救急薬品及び衛生材料		
				給水設備	上水道・井戸水・その他（ ）	
				給湯設備	有 ・ 無	
				汚水設備	下水道・浄化槽・その他（ ）	

屋 号： _____

施設所在地： _____

様式第2号（第4条関係）

1 名称（屋号）		
2 所在地		
3 変更事項	変更前	
	変更後	
4 変更年月日		

添付書類

- 1 理容師を変更した場合は、理容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 2 管理理容師を変更した場合は、管理理容師講習会修了証書の写し（原本持参）

- 注 1 理容師を変更した場合は、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示してください。
- 2 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第3号(1) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届 (相続)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所	
氏名	
年 月 日生	
被相続人との続柄	
下記のとおり理容所の開設者の地位を相続により承継したので、届け出ます。	
記	
1 被相続人の氏名及び住所	
2 相続開始の年月日	
3 理容所の名称 (屋号)	
4 理容所の所在地	

添付書類

- 1 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) 又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

様式第3号(2) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届(合併)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおり理容所の開設者の地位を合併により承継したので、届け出ます。	
記	
1 合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2 合併の年月日	
3 理容所の名称(屋号)	
4 理容所の所在地	

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

様式第3号(3) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届 (分割)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおり理容所の開設者の地位を分割により承継したので、届け出ます。	
記	
1 分割前の法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
2 分割の年月日	
3 理容所の名称 (屋号)	
4 理容所の所在地	

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第5号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">出張理容届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">電 話</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">F A X</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり出張理容を行いたいのので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>		
1 出張理容を行う理容師	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	所属する理容所がある場合	名 称
	所 在 地	
2 出張理容を行う場所	名 称	
	所 在 地	
3 出張理容を行う特別の事情		
4 出張理容の開始予定年月日		年 月 日

添付書類

出張理容を行う理容師が埼玉県内（保健所を設置する市を除く。）に存する理容所に所属していない場合にあつては、以下の書類を添付すること。

- 1 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書の写し（原本持参）
- 2 器具等の消毒方法等の概要（別記）

注 届出に当たつては、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示してください。

皮膚に接する器具及び 布片の消毒を行う場所	名 称： 所在地：
消毒済の器具及び 布片の保管場所及び 保 管 設 備	1 保管場所 名 称： 所在地： 2 保管設備
皮膚に接する器具の 消 毒 の 方 法	1 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る器具の消毒 2 1以外のクリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取りその他の皮膚に直接接触して用いられる器具の消毒
皮膚に接する布片の 消 毒 の 方 法	

使用器具及び 布片の種類・数	種 類	数	種 類	数
使用器具等の運搬容器				
外傷手当用の救急医薬品及び衛生材料の品目				
毛髪及び汚物等の 処 理 方 法				
使用器具等の洗浄、消毒及び保管を行う場所の平面図	備 考			

様式第六号中「ㄱ」を削り、同様式の注を削る。

様式第七号中「ㄱ」を削り、同様式の注を削る。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第4条関係）

<p>理 容 所 廃 止 届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p>住所又は主たる 事務所の所在地</p> <p>氏名又は名称及 び代表者氏名</p> <p>下記のとおり理容所を廃止したので、届け出ます。</p> <p>記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 廃止の理由	
4 廃止年月日	

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十五号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号（三）まで及び様式第五号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

美容所開設届出及び構造設備検査請求書	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
年 月 日	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及 び代表者氏名	
電 話	
下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。	
記	
1 名称（屋号）	
2 所在地	（電話 ）
3 開設予定年月日	
4 管理美容師を置く場合は、その者の氏名及び住所	別記1のとおり
5 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	別記1のとおり
6 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無	
7 構造及び設備の概要	別記2のとおり
8 同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）が開設されている場合は、当該理容所の名称	
9 同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合（8の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 （営業譲渡の場合）4～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 施設の平面図
- 2 設備の配置図
- 3 案内図
- 4 管理美容師を置く場合は、管理美容師講習会修了証書の写し（原本持参）
- 5 美容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 6 開設者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し
- 7 美容師法第11条第1項の規定による届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 美容師法第11条第1項の規定による届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、枠内4～9の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。また、枠内4及び6の事項に変更がない場合は、添付書類4及び5の添付を省略することができます。
- 2 届出に当たっては、美容師である従業者の美容師免許証又は美容師免許証明書を提示してください。
- 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

別記 1

従 事 者 名 簿

	氏 名	美 容 師 免 許 等		備 考 (管理美容師の 場合は、住所)
		免 許 証	大 臣 ・ 都 道 府 県 第 年 月 日	
管理美容師		修 了 証	都 道 府 県 第 年 月 日	
			都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
美容師		大 臣 ・	都 道 府 県 第 年 月 日	
その他		/		
その他		/		

別記2

美容所構造設備概要

構 造				設備（規格・数量）		
面 積		作 業 所	待 合 所	美容 椅子	セット椅子	台
		m ²	m ²		シャンプー椅子	台
内 外 部	外 壁				計	台
	腰 張 り の 高 さ	m	m			
	床面から天井の高さ	m	m	煮沸消毒器		個
仕 上 げ	床			蒸気消毒器		個
	腰 張 り			紫外線消毒器		個
	内 壁			薬物消毒容器		個
	天 井			消毒済器具格納戸棚		個
照 明	蛍 光 灯	w 灯	w 灯	消毒済布片格納戸棚		個
	白 熱 灯	w 灯	w 灯	未消毒器具格納容器		個
	L E D	w 灯	w 灯	液量計	ml 本 / ml 本	
				毛髪箱		個
換 気	自然・機械（ ）	自然・機械（ ）	汚物箱		個	
作業所と待合所の区画		種類	高さ m	洗面・洗髪設備		台
				器具等の洗浄設備		台
				救急薬品及び衛生材料		
				給水設備	上水道・井戸水・その他（ ）	
				給湯設備	有 ・ 無	
				汚水設備	下水道・浄化槽・その他（ ）	

屋 号： _____

施設所在地： _____

様式第2号（第4条関係）

美容所届出事項変更届	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記のとおり変更したので、届け出ます。	
記	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 変更事項	変更前
	変更後
4 変更年月日	

添付書類

- 1 美容師を変更した場合は、美容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 2 管理美容師を変更した場合は、管理美容師講習会修了証書の写し（原本持参）

- 注 1 美容師を変更した場合は、美容師免許証又は美容師免許証明書を提示してください。
- 2 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第3号(1) (第4条関係)

美容所の開設者の地位の承継届 (相続)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
	住所 氏名 年 月 日生
被相続人との続柄	
下記のとおり美容所の開設者の地位を相続により承継したので、届け出ます。	
記	
1 被相続人の氏名及び住所	
2 相続開始の年月日	
3 美容所の名称 (屋号)	
4 美容所の所在地	

添付書類

- 1 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) 又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

様式第3号(2) (第4条関係)

美容所の開設者の地位の承継届(合併)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおり美容所の開設者の地位を合併により承継したので、届け出ます。	
記	
1 合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2 合併の年月日	
3 美容所の名称(屋号)	
4 美容所の所在地	

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

様式第3号(3) (第4条関係)

美容所の開設者の地位の承継届(分割)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおり美容所の開設者の地位を分割により承継したので、届け出ます。	
記	
1 分割前の法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
2 分割の年月日	
3 美容所の名称(屋号)	
4 美容所の所在地	

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第5号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">出張美容届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先)</p> <p style="margin: 0;">埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">電話</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">FAX</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり出張美容を行いたいので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>					
1 出張美容を行う美容師	住所				
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	登録番号				
	登録年月日	年 月 日			
	所属する美容所がある場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table>	名称		所在地
名称					
所在地					
2 出張美容を行う場所	名称				
	所在地				
3 出張美容を行う特別の事情					
4 出張美容の開始予定年月日		年 月 日			

添付書類

出張美容を行う美容師が埼玉県内（保健所を設置する市を除く。）に存する美容所に所属していない場合にあつては、以下の書類を添付すること。

- 1 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書の写し（原本持参）
- 2 器具等の消毒方法等の概要（別記）

注 届出に当たつては、美容師免許証又は美容師免許証明書を提示してください。

皮膚に接する器具及び 布片の消毒を行う場所	名 称： 所在地：
消毒済の器具及び 布片の保管場所及び 保 管 設 備	1 保管場所 名 称： 所在地： 2 保管設備
皮膚に接する器具の 消 毒 の 方 法	1 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る器具の消毒 2 1以外のクリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取りその他の皮膚に直接接触して用いられる器具の消毒
皮膚に接する布片の 消 毒 の 方 法	

使用器具及び 布片の種類・数	種類	数	種類	数
使用器具等の運搬容器				
外傷手当用の救急医薬品及び衛生材料の品目				
毛髪及び汚物等の 処 理 方 法				
使用器具等の洗浄、消毒及び保管を行う場所の平面図	備 考			

様式第六号中「ㄅ」を削り、同様式の注を削る。

様式第七号中「ㄅ」を削り、同様式の注を削る。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第4条関係）

<p>美 容 所 廃 止 届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p>住所又は主たる 事務所の所在地</p> <p>氏名又は名称及 び代表者氏名</p> <p>下記のとおり美容所を廃止したので、届け出ます。</p> <p>記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 廃止の理由	
4 廃止年月日	

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号（三）までを次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

クリーニング所開設届及び構造設備検査請求書	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
年 月 日	
本 籍 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 生 年 月 日 電 話	
下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。 記	
1 名称（屋号）	
2 所在地	(電話)
3 開設予定年月日	
4 構造設備の概要	(1) 構造設備の仕様書 別記のとおり (2) 施設の平面図 別紙のとおり (3) 設備の配置図 別紙のとおり
5 管理人を置いた場合は、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日	
6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号	
7 従事者数	
8 営業の種別（該当するものの番号を○で囲むこと。）	(1) 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所 (2) リネンサプライ業を行うクリーニング所 (3) 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所
9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無（該当するものの番号を○で囲むこと。）	(1) 有 (2) 無
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 （営業譲渡の場合）4及び6～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

- 注
- 1 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者は、枠内4及び6～9の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
 - 2 届出に当たっては、クリーニング師免許証を提示してください。
 - 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

構 造				
	洗濯物の処理を行うクリーニング所 (リネンサプライ業を行う所を含む。)			取 次 所
	仕上場	洗 場	受取・引渡場	
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²
床 材 質				
腰張りの材質及び高さ	m	m	m	m
設 備				
洗 濯 機	脱水機付	kg 台 kg 台	ボ イ ラ ー	洗濯用 台
	脱水機別	kg 台 kg 台		仕上用 台
			薬品格納設備	有 () 無
脱 水 機		kg 台	汚水処理方法	1 し尿浄化装置 2 下の水 3 その他
ド ラ イ 機	溶剤 ()	kg 台		
	溶剤 () 溶剤 ()	kg 台 kg 台		
乾 燥 機		kg 台 kg 台	消 毒 方 法	1 蒸気消毒 2 熱湯消毒 3 薬品消毒
プ レ ス 機		台		
備考 苦情の申出先 1 名称 2 所在地 3 電話番号				

様式第2号（第6条関係）

無店舗取次店営業届	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本 籍 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 生 年 月 日 電 話</p> <p>下記のとおり営業したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 無店舗取次店の名称（屋号）	
2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所	別記のとおり
3 営業区域	
4 営業開始予定年月日	
5 業務用車両の構造の概要	別記のとおり
6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号	
7 従事者数	
8 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無（該当するものの番号を○で囲むこと。）	(1) 有 (2) 無
9 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
10 （営業譲渡の場合）3及び5～8について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 車検証の写し（原本持参）
- 2 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をした業者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

- 注 1 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をした業者から当該営業を譲り受けた者は、枠内3及び5～8の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 届出に当たっては、クリーニング師免許証を提示してください。
 - 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

別記

無店舗取次店の名称（屋号）		
自動車登録番号又は車両番号		
保管場所		
業務用の車両の構造等	種類	1 自動車 (1) 種別：大型、普通、二輪、その他（ ） (2) 排気量： CC 2 原動機付自転車 3 自転車 4 その他（ ）
	車名（色）	（ ）
	その他特記事項	
	業務用の機械及び器具の配置図	
備考 苦情の申出先 1 クリーニング所又は無店舗取次店の名称 2 クリーニング所の所在地又は車両の保管場所 3 電話番号		

注 車両ごとに作成すること。

様式第3号（第6条関係）

クリーニング営業変更（廃止）届	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県知事	
埼玉県	保健所長
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記のとおり変更（廃止）したので、届け出ます。	
記	
1 名称（屋号）	
2 所在地（無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所）	
3 変更事項 （廃止の場合は、その理由）	(旧) (新)
4 変更（廃止）年月日	

- 注 1 クリーニング師を変更した場合は、クリーニング師免許証を提示してください。
- 2 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第4号(1) (第6条関係)

クリーニング事業者の地位の承継届 (相続)	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県知事	
埼玉県	保健所長
住所 氏名 生年月日 被相続人との続柄	
下記のとおりクリーニング事業者の地位を相続により承継したので、届け出ます。	
記	
1 被相続人の氏名及び住所	
2 相続開始の年月日	
3 名称 (屋号)	
4 所在地 (無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号)	

添付書類

- 1 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) 又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング事業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

様式第4号(2) (第6条関係)

クリーニング業者の地位の承継届(合併)	
年 月 日	
(宛先)	
埼玉県知事	
埼玉県	保健所長
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおりクリーニング業者の地位を合併により承継したので、届け出ます。	
記	
1 合併により消滅した法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	
2 合併の年月日	
3 名称(屋号)	
4 所在地(無店舗取次店にあつて は、業務用車両の保管場所及び自 動車登録番号又は車両番号)	

添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

様式第4号(3) (第6条関係)

<p>クリーニング業者の地位の承継届 (分割)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>埼玉県知事</p> <p>埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所の 所在地</p> <p style="text-align: center;">名称及び代表者 氏 名</p> <p>下記のとおりクリーニング業者の地位を分割により承継したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 分割前の法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地</p>	
<p>2 分割の年月日</p>	
<p>3 名称 (屋号)</p>	
<p>4 所在地 (無店舗取次店にあつて は、業務用車両の保管場所及び自動 車登録番号又は車両番号)</p>	

添付書類

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三号中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「水素指数」を削り、同表第四号中「量」の下に「。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」を加え、「全有機炭素計測定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル」に改め、「こと。」の下に「過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。」を加え、同表第六号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第二項の表第二号中「等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「（全有機炭素（TOC）の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル」に改め、同表第三号中「規定する方法」の次に「。ただし、試料は希釈せずに使用すること。」を加え、同表第四号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

旅館業許可申請書		年 月 日
(宛先) 埼玉県 保健所長		住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名
		年 月 日生
		電 話
下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。 記		
1 営業施設の名称		
2 営業施設の所在地	(電話)	
3 営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 簡易宿所営業の場合にあつては、宿泊者の数 (人)	
4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、その旨		
5 営業施設の構造設備の概要	(1) 建築物の配置図、立面図及び平面図並びに建築設備図 (100分の1の縮図) 別紙のとおり (2) 構造仕様書 別紙のとおり (3) 入浴設備の給排水の配管図 別紙のとおり	
6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	
7 施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に在する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図 (2,500分の1の縮図) 別紙のとおり		
8 旅館業法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による入浴設備に係る水質の基準の一部適用除外を求める場合	基準	
	理由	
9 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に入浴設備の管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及び代表者の氏名	名 称	
	代表者の氏名	
10 建築確認の有無	有 (年 月 日第 号)	(1) 検査済証交付 (年 月 日第 号) (2) 検査済証未交付 (理由)
	無 (理由)	
11 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡	
12 (営業譲渡の場合) 3～5及び10について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし	

- 添付書類 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 2 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書面の写し
 3 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者は、枠内3～5及び10の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
 2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第九号中「旅館業承継承認申請書」や「旅館業承継承認申請書(合併・分割)」及び「あて先」や「宛先」に記載する「㊦」を削り、同様式の添付書類を次のように定める。

添付書類

1 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

2 合併又は分割する事実及び年月日を確認できる書類

様式第十号中「旅館業承継承認申請書」や「旅館業承継承認申請書(相続)」及び「㊦」や記載する「㊦」の添付書類(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し)を加え、同様式の注を削る。

様式第十号中「㊦」を削り、同様式の注を次のように定める。

注 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合にあつては、登記事項証明書を提示してください。

様式第八号中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十八号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改め、同表第三号中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「水素指数」を削り、同表第四号中「量」の下に「。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」を加え、「全有機炭素計測定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。」を加え、同表第六号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第二項の表第一号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改め、同表第二号中「等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素（TOC）の量」。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル」に改め、同表第三号中「規定する方法」の下に「。ただし、試料は希釈せずに使用すること。」を加え、同表第四号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

公衆浴場営業許可申請書							
(宛先) 埼玉県 保健所長					年 月 日		
住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名					年 月 日生		
電 話							
下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。 記							
1	公衆浴場の名称						
2	公衆浴場の所在地 (電話)						
3	公衆浴場の種類						
4	公衆浴場の種別 一般・その他（風営法・熱気等・その他）						
5 構造設備	(1) 建物の配置図、正面図及び側面図並びに施設の配置図 (100分の1の縮図) 別紙のとおり						
	(2) 構造仕様書 別紙のとおり						
	(3) 給排水の配管図 別紙のとおり						
6	使用水の別 ・水道水 ・その他 () ・併用 ()	7	入浴料金	大人	中人	小人	共通
8	工事等の予定 定期日	(1) 工事着工予定期日	年 月 日				
		(2) 工事完了予定期日	年 月 日				
		(3) 営業開始予定期日	年 月 日				
9	申請理由の別	新規・営業譲渡・新築又は改築・土地収用					
10	(営業譲渡の場合) 3～8及び11～16について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし					
11	公衆浴場の本屋の中心から400メートルの区域内の見取図 (3,000分の1の縮図) 別紙のとおり						
12	一般公衆浴場の本屋の中心から400メートルの区域内に他の一般公衆浴場が存する場合は、これとの直線距離の実測図 (500分の1の縮図) 別紙のとおり						
13	公衆浴場法施行条例第6条の規定による措置の基準の緩和を求める場合	規定					
		理由					
14	公衆浴場法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による水質の基準の一部適用除外を求める場合	基準					
		理由					
15	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及び代表者の氏名	名 称					
		代表者の氏名					
16	建築確認の有無	有 (年 月 日第 号) 無 (理由)					

- 添付書類 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 2 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書面の写し
 3 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者は、枠内3～8及び11～16の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
 2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

株式会社「公衆浴場営業承継届」や「公衆浴場営業承継届（相続）」及び「あて先」や「宛先」並びに「㊦」や「㊧」並びに「㊨」並びに「戸籍全部事項証明書」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を「㊨」同様注を記す。

株式会社「公衆浴場営業承継届」や「公衆浴場営業承継届（合併）」及び「あて先」や「宛先」並びに「㊦」や「㊧」や「㊨」。

株式会社「公衆浴場営業承継届」や「公衆浴場営業承継届（分割）」及び「あて先」や「宛先」並びに「㊦」や「㊧」や「㊨」。

株式会社「あて先」や「宛先」並びに「㊦」や「㊧」を削り、同様の注を次のように改める。

注 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合には、登記事項証明書を提示してください。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様の注を削る。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様の注を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様の注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十九号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 法第二条第一項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

第三条第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第六条を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

興行場営業許可申請書				
				年 月 日
(宛先) 埼玉県 保健所長 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名 電話				
次のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。				
1 興行場の名称				
2 興行場の所在地	(電話)			
3 興行場の種別	映画館 スポーツ施設 その他 ()			
4 入場定員数	椅子席 人	座り席 人	立見席 人	計 人
5 興行場の構造設備	別紙のとおり			
6 建築確認の有無	有(年 月 日第 号)		(1) 検査済証交付 (年 月 日第 号)	
	無(理由)		(2) 検査済証未交付 (理由)	
7 衛生に関する業務に係る責任者	住 所			
	氏 名			
8 営業開始予定年月日	年 月 日			
9 仮設又は臨時の興行場の興行期間	年 月 日から			
	年 月 日まで			
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡			
11 (営業譲渡の場合) 3～6について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし			

- 添付書類 1 建物の配置図、各階の平面図、観覧席の配置図及び便所等の位置を示す図面
- 2 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等の状況を示す見取図

- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為
- 4 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者は、枠内3～6の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

株式会社「興行場営業承継届」や「興行場営業承継届（相続）」及び「あて先」や「宛先」の印、又は「興行場営業承継届」として次のように加える。

添付書類 1 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

株式会社「興行場営業承継届」や「興行場営業承継届（合併・分割）」及び「あて先」や「宛先」の印、又は「興行場営業承継届」として次のように加える。

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し

株式会社「あて先」や「宛先」の印、又は「注 廃止の場合は、
「添付書類 廃止の場合にあつては、興行場営業許可
許可書を添付すること。」や

注 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合
の印。

にあつては、登記事項証明書を提示してください。」
様式第六号を記す。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、期間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第九十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第四号に注として次のように加える。

注 食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合であつて、営業設備の大要に変更がないときは、次に掲げる書類のいずれかを添付することにより、営業設備の大要の記載を省略することができます。

- ・当該営業を譲り受けたことを証する書類の写し
- ・許可営業者（法人にあつては、その代表者）が申請者に当該営業を譲渡した旨を記載し、かつ、署名した書類

様式第九号（一）の添付書類中に「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を記入す。

附 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第九十一号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「及び」を「又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに」に改める

別表の備考三を次のように改める。

三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県との境界から熊本県及び福岡県との境界に至る直線より南側の海面をいう。

イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

ハ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線

ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、
「生年月日 年 月 日生」を
「電話番号 () 」に改める。

「電話番号 () 」に改める。
様式第七号中「あて先」を「宛先」に、
「生年月日 年 月 日生」を
「電話番号 () 」に改める。

「電話番号 () 」に改める。同様式中の「及び」を「又は不動産登記規則第247条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに」に改める。

様式第八号から様式第十四号までの規定中「あて先」を「宛先」に、
「生年月日 年 月 日生」を
「電話番号 () 」に改める。

年 月 日生 を「電話番号 () 」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第11号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる
司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1号中「及び同部保安課」を「、同部保安課及び同部生活経済課」に改める。

第2号中「刑事部参事官（統括）」を「刑事部参事官」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
入出力支援装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込1丁目3番6号
- 5 落札金額
30,165,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月29日

告 示

埼玉県告示第千四百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社わせだ 埼玉県三郷市大廣戸822番地3
- 5 落札金額
15,182,123円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月1日

告 示

埼玉県告示第千四百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額
14,484,778円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月1日

告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
13,189,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月1日

告 示

埼玉県告示第千四百二十三号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越新宿店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯能ショッピングセンター

埼玉県飯能市緑町二十四―二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク狭山入間川店

埼玉県狭山市入間川一丁目三千三百七十七ー一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク狭山入間川店

埼玉県狭山市入間川一丁目三千三百七十七ー一外

（変更後）ベルク狭山入間川店

埼玉県狭山市入間川一丁目三千三百七十七ー一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目十番五十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目中央土地区画整理事業五街区五―一外

（変更後）ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目三丁目十番五十

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

（変更後）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百三十号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十一号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

令和二年十二月十六日から令和三年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十二号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

令和二年十二月十五日から令和三年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十三号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）

三 作業地域

加須市全域

四 作業期間

令和二年十一月十九日から令和三年三月二十六日まで

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年十二月十五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年十二月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県中央家畜保健衛生所長

埼玉県川越家畜保健衛生所長 告示第一号

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和二年十二月十五日

埼玉県中央家畜保健衛生所長 丸 山 盛 司

埼玉県川越家畜保健衛生所長 堀 井 菜 摘 子

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 黒 田 浩 之

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

二 実施する区域

県内全域

三 対象農場等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める場所

四 実施すべき者

三の農場等において飼養される家きんの所有者

五 実施の期日

令和二年十二月十六日（水）から令和三年五月十日（月）までの間

六 消毒方法

農場等及び各家きん舎周囲のうち、家畜保健衛生所長が指示する場所に消石灰を散布する。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

七 その他

本告示による消毒作業が終了した場合は、直ちに当該農場等の住所地を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。

イ 埼玉県中央家畜保健衛生所

埼玉県さいたま市北区別所町百七番地一（郵便番号三三一〇八二二） 電

話〇四八―六六三―三〇七一 ファクシミリ〇四八―六六六―八七三一 電子

メール m633071@pref.saitama.lg.jp

ロ 埼玉県川越家畜保健衛生所

埼玉県川越市大字石田百五十二番地（郵便番号三五〇―〇八三七） 電話〇

四九―二二五―四一四一 ファクシミリ〇四九―二二六―九六五三 電子メー
ルr254141@pref.saitama.lg.jp

ハ 埼玉県熊谷家畜保健衛生所

埼玉県熊谷市円光一丁目八番三十号（郵便番号三六〇―〇八一三） 電話〇

四八―五二一―一二七四 ファクシミリ〇四八―五二六―一〇六三 電子メー

ルk211274@pref.saitama.lg.jp